

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和8年7月2日	城南運送株式会社(法人 番号3220001008769) 代 表者坂本勝	石川県能美郡川北 町字土室を59番地 1	本社営業所	石川県能美郡川北 町字土室を59－ 2、60	輸送施設の使用停止 (99日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和7年2月12日及び令和8年1月16日、長期 間監査を実施していない事業者に該当する ため、監査を実施。9件の違反が認められ た。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違 反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条 第1項第5号)(2)勤務時間等基準告示の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)(3)1箇月の 拘束時間及び休日労働に関する違反(安全 規則第3条第4項)(4)点呼の実施違反(安全 規則第1項～第3項)(5)点呼の記録違反(安 全規則第7条第5項)(6)運行記録計による記 録違反(安全規則第9条)(7)運転者等台帳 (安全規則第9条の5第1項)(8)指導監督告 示による運転者に対する指導及び監督違反 (安全規則第10条第1項)(9)指導監督告示 による運転者に対する特別な指導及び運転 適性診断受診義務違反(安全規則第10条第 2項)	10	10
一般貨物	令和8年7月9日	大煌工業株式会社(法人 番号8030001092976) 代 表者山下将弘	埼玉県川口市並木4 －15－6	富山営業所	富山県砺波市太田 596－4	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第15条第4項	令和7年10月9日、死亡事故を惹起したことを 端緒として監査実施。3件の違反が認められ た。(1)運転者等台帳(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5 第1項)(2)指導監督告示による運転者に対 する指導及び監督違反(安全規則第10条第 1項)(3)指導監督告示による運転者に対す る特別な指導及び運転適性診断受診義務違 反(安全規則第10条第2項)	2	2
一般貨物	令和8年7月10日	有限会社東重機運輸(法 人番号8110002000525) 代表者飯田弘一	新潟市東区一日市1 －2	本社営業所	新潟市東区一日市 1－2	文書警告	貨物自動車運送事業法 第15条第4項	令和8年6月1日、基準緩和認定時に付される 制限及び条件に違反している車両が確認さ れたことを端緒として監査を実施。1件の違 反が認められた。(1)指導監督告示による運 転者に対する指導及び監督違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

一般貨物	令和8年7月15日	野村運送株式会社(法人番号5220001012298) 代表者野村昌慶	石川県小松市長崎町1-33	本社営業所	石川県小松市長崎町1-33	輸送施設の使用停止(22日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和8年1月15日、長期間監査を実施していない事業者に該当するため、監査を実施。 (1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)	3	3
一般貨物	令和8年7月24日	日彩サービス株式会社(法人番号2220001014545) 代表者小倉正行	石川県金沢市四十万町北イ220番地1	本社営業所	石川県金沢市四十万町北イ220番地11	輸送施設の使用停止(236日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年10月21日、酒気帯び運行を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。 (1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)(3)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(安全規則第7条第2項)(4)業務の記録違反(安全規則第8条)(5)運転者等台帳(第9条の5第1項)	24	24

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。